

「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の 最終報告書（たたき台）を踏まえ、意見表明を行う

本年5月に、生団連は外国人の受入れ体制に関する提言を発表した。今後日本が「世界から選ばれる国」になるためには、技能実習制度や特定技能制度における受入れ・支援拡大は極めて重要であると考え、提言内でも多く触れている。

「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」では最終報告書（たたき台）が発表されたが、生団連は「生活者として」外国人を受入れていくにあたり、この内容では聊か問題があると考え、下記4つの論点について、生団連として改めて意見表明を行う。

家族帯同について

新たな制度から特定技能1号を飛ばし、家族帯同が許される特定技能2号へ速やかに移行できるような仕組みを設定していくべきである。家族帯同までに長い年月がかかることは、特に永住までを志向する外国人のモチベーションに影響を及ぼすだけでなく、人権の観点からも問題である。また、そのためにも円滑な特定技能への移行や長期滞日に向け、**日本語や技能の評価に係る試験についての教材及び試験の整備と、それに伴う教育の実施を全ての分野で進める施策（義務化や公的な支援）を求め**る。

さらに、日本で家族とともに生活できるだけの所得確保のために配偶者の在留資格での就労時間制限を緩和するとともに、帯同する子どもが日本社会で取り残されてしまわないよう、入管法上で「**日本語教育を含めた子どもへの教育支援に努めなければならない**」と示すべきである。日本の将来を担う可能性のある子どもに対して、しっかりと教育を受けられる環境や制度をつくるのが、間違いなく日本の発展に寄与すると考える。

職種・分野等の在り方

特定技能制度にて設定する「特定技能分野」には、少なくとも現行の技能実習や特定技能において既に受け入れられている全ての職種・分野を包括するべきである。新制度にて排除された分野が出た場合、その分野における既存の実習生や受入れ企業は混乱するだけでなく、その産業分野が将来的に衰退する恐れがある。また、人手不足は国内のあらゆる産業分野において発生している問題である。そのため、**全く新たな分野についても追加対象とし、その為の手順や認可基準を明確にしたうえで、分野毎に認可の不公平がないよう、各分野がどのように認可条件を満たしているかについての公表も求め**る。さらに、**新たな制度では既存職種や分野の括り方を変え、現場の実態に沿った運用ができるようにすべき**である。

また、**特定2号終了後の在留資格について、技人国の要件拡大あるいは弾力性を求めた新しい資格の創設を検討すべき**である。

就労開始前の日本語能力担保方策

入国時に日本語能力要件（N5 相当）を必須とすべきである。現在、来日前の事前学習が定められているが、実際には個人差が存在し、多くの外国人が就労及び生活において言語の壁に直面している。一定の日本語能力が確保されれば、外国人は企業や地域社会とのコミュニケーションが円滑になり、共生が促進され、外国人当人だけでなく、受入れ企業にとっても大きなメリットがある。

合わせて、**送り出し国内での日本語教育や試験について、相手国での教育機会の不公平さを低減するための支援、例えばオンライン受講や相手国にある日本の現地機関の活用等々をすべき**である。既に帰国している人や今後帰国する人（特に地方へ）が特定技能へ移行にするにあたって、新たに試験会場迄の航空券代等を強いるものであり試験回数も限られる事から、**新たな制度を創設するにあたり送り出し国での日本語教育機会や試験機会の促進は同時に行わなければならない。**

また、**入国後の取得も可とした場合には、入国後の試験に合格できない外国人に対する日本語教育のサポート体制を充実させるべき**である。例えば受入れ先の企業に日本語学習の機会を提供する義務を負わせ、その費用については国が支援するなど、**即座に効果の出る対策を講じなければ間に合わない状況が既に発生している。**

不当な手数料（借金）の撲滅

外国人が不当な手数料を支払わないための対策をさらに明確に打つべきである。二国間協議の強化等悪質な送り出し機関の排除についてはたたき台にも示されているが、送り出し機関以外に要因があるケースも多く存在する。生団連は本件を新たな制度の成否を左右する大きな課題と認識しており、外国人が巨額の借金を負うことを未然に防ぐために、**借金構造について徹底的な調査を実施し、適切な対策を講じていくべき**と考えている。

以上